



メールによる架空請求トラブルにご注意！

事例

大手ネット通販会社から未納料金があるとメールが入り、記載のあった連絡先に電話をしたところ、「動画サイトの利用料金が未納」と言われた。すぐ5万円支払ったが、通販会社をかたる詐欺だった。(50歳代 女性)

アドバイス

「身に覚えのない料金の請求」や「クレジットカード番号や個人情報の入力」を求めたり、「不審なサイトへの誘導」などSMS*や電子メールによる『迷惑（架空請求）メール』が増加しています。

◎ 心当たりのない不審なメールやSMSは開かず削除する。

◎ メールやSMSに記載されている連絡先には決して連絡しない。

不安な場合は、事業者の正規のホームページや問合せ窓口で確認する。

◎ スマホやパソコンのOS(基本ソフト)やセキュリティソフトを最新に更新する。

◎ 困ったときはすぐ消費生活センターに相談する。

※ Short Message Service の略。携帯電話やスマホ同士で電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りするサービス。



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を！

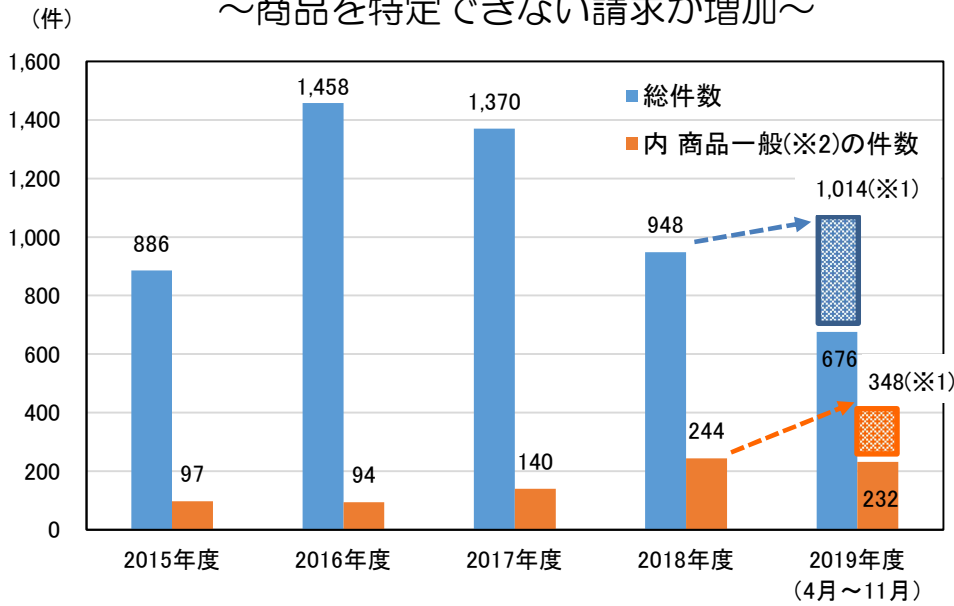
あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号 **188** (い や や 泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります

【相談データ（兵庫県内）】

迷惑（架空請求）メールによる苦情件数 ～商品を特定できない請求が増加～



(※1) 4～11月受付分を1年間に換算した件数

(※2) 商品を特定できない相談。一例として、「未納料金があるため連絡してください」というような架空請求。



【迷惑（架空請求）メールの多い事業者形態ワースト5】

順位	事業者形態	苦情割合
1	大手ネット通販会社	30.2%
2	事業者の消費者窓口	10.3%
3	電気通信会社（携帯電話会社など）	8.2%
4	債権回収会社	4.3%
5	金融会社（銀行、クレジットカード会社等）	3.5%

宅配業者、弁護士などを名乗る事例もあります。



【メールの文面例】

ご利用になった登録料が未納になっております。本日中にご連絡がない場合は、法的手続きに入ることになります。

大手ネット通販会社

ご利用料金のお支払い確認が取れておりません。本日中に電話番号 **-****-****〇〇通信会社までご連絡ください。

電気通信会社
(携帯電話会社)

●連絡しない!
●サイトにアクセスしない!

金融会社（銀行）

販売事業者

お客様の〇〇銀行口座に対し、第三者からの不正なアクセスを検知しました。ご確認ください。

http://****.com/



注文をいただきました健康器具を明日発送します。心当たりのない場合は、返信してください。